

# 令和6年度 南相馬市新市建設計画の見直し【概要】

## 1 新市建設計画見直しに係る基本的な考え方

これまでの国の動向や、本市における新市建設計画の取組状況等を踏まえ、令和8年度以降においても、引き続き、当該計画に基づく、「新市・合併の基本理念」、「新市の将来像」、「将来像実現のための基本目標」など、新市建設の基本方針の下、合併特例債を有効に活用し、3区の地域特性を生かすとともに、新市全体の一体化と均衡ある発展、個性的で魅力あるまちづくりを行うため、当該計画の期間延長等の見直しを行うものです。

## 2 新市建設計画の趣旨

新市建設計画は、旧小高町、旧鹿島町、旧原町市の3市町からなる新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、当該計画の実現に努めることにより、旧3市町の地域特性を生かし、速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展、個性的で魅力あるまちづくりを目指し、平成16年12月に策定しました。

## 3 これまでの新市建設計画見直しの経過

平成24年6月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の活用期間が10年間延長されました。

このことから、本市では、平成27年度に当該計画の計画期間を平成17年度から令和7年度まで(合併後20か年度)延長するとともに、将来指標の見直し(人口・世帯数等)や財政計画等の見直しを行いました。

さらに国では、合併特例債の活用可能期間を更に5年間(20か年度から25か年度)延長する法改正が行われたところです。

## 4 新市建設計画の取組状況と合併特例債の活用状況

本市では、当該計画に基づき、震災関連を除く普通建設事業(以下「普通建設事業」という。)について、合併特例債を主要な財源として実施してきました。令和5年度末時点で、約637億円の普通建設事業を実施しており、令和7年度末までに、さらに約75億円、合わせて約712億円の普通建設事業を実施する見込みとなっております。

一方で、新庁舎建設事業や消防防災施設整備など、震災と原発事故の影響等による事業期間の延長や先送りを余儀なくされた事業があり、これら事業を実施するため、令和8年度以降、約217億円の普通建設事業を見込んでおります。

合併特例債については、令和7年度末時点で約163億円を活用する見込みであり、合併特例債の上限額が約239億円であることから、令和8年度以降、約76億円が有効に活用できる財源として残されています。

**【参考】：令和7年度末時点での普通建設事業及び合併特例債の活用見込み**

区分	普通建設事業 事業見込額（ 1）	割合	合併特例債 活用上限額	合併特例債 活用見込額	R8年度以降 合併特例債 活用可能額
	712 億円 (約 637 億円)	100%	約 239 億円	約 163 億円	約 76 億円
小高区	131 億円 (約 116 億円)	18%		約 24 億円	
鹿島区	131 億円 (約 116 億円)	18%		約 29 億円	
原町区	450 億円 (約 405 億円)	64%		約 110 億円	

（ 1）：（ ）内は令和5年度末時点での事業見込額です。

**5 主な変更内容（ 2）**

合併特例債を有効に活用するため計画期間を5年間延長（平成17年度から令和12年度までに延長）

計画期間の延長に伴う人口推計等の修正

計画期間の延長に伴う財政計画の修正

（ 2）：上記以外は、原則、現計画を踏襲するものとします。

なお、今回の変更内容に係る詳細は、別紙「新旧対照表」のとおりです。